

#### 【就学援助】

公立小・中学生（支援学校除く）のいる家庭で、経済的な理由で子どもが学校に行くことがむずかしい家庭に、学用品費や小学校給食費などの費用の一部が援助されます。所得審査があります。学校または各区役所企画総務課（16, 17ページ）で申請できます。

**問合せ** 市役所教育委員会総務部学務課 ☎072-228-7485

## 4. ひとり親家庭になったとき

#### 【児童扶養手当】

18歳になった日から最初の3月31日までの子どもを育てているひとり親、または父母に代わって養育している人がもらえます（所得制限あり）。

**問合せ** 区役所子育て支援課（16, 17ページ）

#### 【ひとり親家庭などへの日常生活支援】

ひとり親家庭や、夫が死亡または離婚して一人暮らしをしている女性が、病気や就職活動などで一時的に家事などをすることがむずかしくなったときに家庭生活支援員を派遣してもらえます。生活保護世帯・

市民税非課税世帯などは無料。

**問合せ** 区役所子育て支援課（16, 17ページ）

#### 【ひとり親家庭医療費助成制度】

ひとり親家庭の18歳（18歳に達した日以後最初の3月31日）までの子どもと、その父か母、または養育者の医療費の一部が助成されます（所得制限あり。健康保険が適用される医療費のみ）。

ただし、生活保護を受けている人などは助成を受けられない場合があります。

**問合せ** 区役所保険年金課（16, 17ページ）

#### 【その他】

公営住宅へ優先的に入れる場合があります。条件がありますので問合せてください。

**問合せ** 堺市営住宅管理センター ☎072-228-8225